

○ 警察情報システムにおける情報の取扱いについて

(平成26年3月18日岩警務第61号、岩生安第52号、岩刑事第61号、岩交通第24号、岩警備第17号警察本部長)

[沿革] 平成27年12月岩警務第74号・岩生安第106号・岩刑事第91号・岩交通第94号・岩警備第54号改正

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

本例規通達は、岩手県警察情報セキュリティに関する訓令（平成18年岩手県警察本部訓令第3号）第5条第2項及び第8条の規定に基づき、主に以下の事項について定めたものである。

- 情報の分類に係る手続き
- 情報の取扱い
- 警察情報システムの取扱い
- 外部記録媒体の取扱い
- 約款による外部サービスの取扱い
- 個人所有の機器の取扱い